

事業所（施設）の設備等に係る項目一覧表

事前協議の (協議様式2) チェックリス トの「居室等」 の欄を参照 (例) ・食堂及び機 能訓練室 ・浴室 ・一時介護室 ・厨房 ・洗濯室 ・トイレ及び 洗面設備 <u>以上の部屋の 設備につい て、全て作成 すること</u>	サービス種類 (特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護) 事務所名・施設名 (介護付有料老人ホーム〇〇〇)		
	部屋・設備の種類 サービス提供上配慮すべ き設備の概要 (例) 一般 玄関及び廊下 居室 非常災害設備等	設備基準上適合すべき項目についての状況 事前協議の(協議様式2)チェックリストの「項目」 をクリアしていることを記入 (例) 日照、通風に配慮し、 <u>スロープを設置してバリア フリーに配慮しています。建築基準法に規定する耐 火建築物で、スプリンクラー、火災報知機等の消防 設備や2方向の避難経路を備え、施設全体に手すり を適宜設けており、事務室のほか、各階に介護職員 室を設置しています。</u> <u>徘徊予防として、玄関及びエレベーターはテンキー による電子錠、非常口はパニックオープンの電子錠、 共用施設のはきだし窓はクレセントキーを使用して います。また転落防止として、バルコニーには1. 2m以上の柵を設置し、屋上は施錠しています。車 椅子・歩行器等の通行に支障がないよう、片廊下1. 8m、中廊下2. 8mの幅員を確保し、玄関にはス ロープを設置してバリアフリーに配慮しています。</u> <u>出入り口は、1mの幅員を確保し、車椅子・歩行器 等の使用に配慮しています。</u> <u>はきだし窓は徘徊防止のためストッパーを設置し、 リモコン類は利用者が操作しやすい場所に設置して おり、ベッドサイドと居室内のトイレにナースコー ルを設置。居室のドアは施錠ができ、緊急時にはマ スターキーにて開錠できます。居室内の洗面台の湯 温の設定は、やけど予防のため、機械室にて40度 以上に上がらないよう設定されており、オーバーフ ローの対策も行っています。居室内のトイレは手す りを設置しています。</u> (誘導灯や消火器、スプリンクラー等、消防からの 指導のもとに設置した非常災害設備について記載し てください。)	適合の可否

備考1 申請するサービス種類に関して、基準省令で定められた設備基準上適合すべき項目のうち、「居室等面積一覧表」に記載した項目以外の事項について記載してください。

2 必要に応じて写真等を添付してください。

3 「適合の可否」欄は、記載しないでください。